

令和2年給与勧告等の概要

令和2年10月30日
北海道人事委員会

〔給与勧告のポイント〕

- ボーナス（期末・勤勉手当）を引下げ △0.05月分
月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

1 民間給与との比較

- ・ 道内民間事業所（395事業所）を対象に調査を実施
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を郵送等の方法で6月29日から7月31日までの期間において先行実施（完了率86.6%）
- ・ 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較
 - ◇ 民間の支給割合 4.44月（職員の支給月数は4.50月で0.06月分上回る）

2 ボーナス（期末・勤勉手当）の改定

民間における支給状況、人事院勧告の内容等を勘案し、次のとおり改定

(1) 改定内容

- ◇ 年間支給月数を0.05月分引下げ
- ◇ 引下げ分は期末手当の支給月数に反映

〔一般の職員の場合の支給月数〕

	6月期	12月期	合計
令和2年度 期末手当	1.30月(支給済み)	<u>1.25月</u> (現行1.30)	<u>2.55月</u> (現行2.60)
勤勉手当	0.95月(〃)	0.95月(改定なし)	1.90月(改定なし)
合計	2.25月(〃)	2.20月(現行2.25)	4.45月(現行4.50)
令和3年度 以降 期末手当	1.275月	1.275月	2.55月
勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
合計	2.225月	2.225月	4.45月

【参考】一般行政職員一人当たりの影響額 △1.8万円 (平均年齢41.8歳)

(2) 実施時期

この改定を実施するための条例の公布日

3 月例給

8月17日から9月30日までに実施した調査に基づき、職員と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定